



一般廃棄物収集運搬業許可証

住所又は所在地 鳥取県西伯郡大山町高橋 1406 番地
氏名又は名称 株式会社 赤松産業
代表取締役 赤松 雄一郎

令和7年1月24日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、次のとおり許可します。

令和7年1月28日

日吉津村長 中田 達彦



- 許可番号 許可第30号
- 許可する期間 令和7年2月2日から
令和9年2月1日まで
- 営業の種類 一般廃棄物（木くず）の収集運搬
- 営業する区域 日吉津村区域内
- 車両の種別及び台数
裏面記載のとおり
- 廃棄物の処分地及び処分方法
処分地 株式会社 赤松産業
日野郡日野町貝原13番地1
西伯郡大山町殿河内池ノ峰1060番1
処分方法 破碎処理
- 許可の条件 裏面記載のとおり

一般廃棄物収集運搬業許可条件

- 1 営業は自ら行うものとし、その全部、または一部を第三者に請負わせ、または委託してはならない。
- 2 収集運搬車には、車体の両側に業者名並びに許可の種別及び許可番号を表示すること。
- 3 営業にあたっては、関係法令、条例等に違反する行為を行ってはならない。また、走行中は積載物の飛散を防止する措置をとること。
- 4 営業として行った収集運搬量を日吉津村に報告すること。
- 5 許可証の取扱いについて、次のことを守ること。
 - (1) この許可証を他人に貸与、または譲渡しないこと。
 - (2) 廃業その他で、この許可証が不要になったときは、ただちに返納すること。
 - (3) 車両、住所等許可証の記載事項に変更が生じたとき、また許可証をき損、汚損及び紛失したときは、ただちに届出すること。
- 6 その他、村長の指示する事項に従うこと。

許 可 車 両

車両登録番号	車 種	収集運搬 許可物	備 考
鳥取100は1078	ダンプ 9.7 t	一般廃棄物 (木くず)	
鳥取100は1199	脱着装置付コンテナ専用車 10.4 t	同 上	
鳥取100は1404	脱着装置付コンテナ専用車 9.9 t	同 上	
鳥取100さ5583	キャブオーバー 3.1 t	同 上	
鳥取400せ1523	ダンプ 3.0 t	同 上	
鳥取100は1723	脱着装置付コンテナ専用車 11.0 t	同 上	
鳥取400そ836	ダンプ 3.0 t	同 上	
鳥取100す1717	ダンプ 2.7 t	同 上	
鳥取100す1718	ダンプ 2.7 t	同 上	
鳥取400そ1112	ダンプ 0.75 t	同 上	

※納期限内に、この許可に対する手数料（一般廃棄物処理業等許可手数料）の納入がない場合は、この許可の効力を失うものとする。

※この許可は、一般廃棄物の収集運搬委託業務と連動するものではありません。